

平成二十七年六月十七日提出
質問第二七八号

普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問主意書

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）周辺の住民約二千二百人が、米軍機の騒音で日常生活や睡眠を妨害され、精神的苦痛を受けたなどとして、国に計約十億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、那覇地裁沖縄支部は十一日、「騒音被害は深刻かつ広範にわたる、受忍しなければならない程度と評価できない」として国に計約七億五千四百万円の支払いを命じたとの報道が各種なされている。

右を踏まえ、質問する。

一 今回、那覇地裁沖縄支部が下した判決に関し、安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。

二 今回の判決を受け、世界一危険な飛行場と言われる普天間飛行場を即刻閉鎖すべきと考えるが、政府の見解如何。

三 今回下された判決は、基地負担を強いられる住民が日常生活において精神的苦痛等をいかに受けるものかを表したものである。住民の精神的苦痛をなくすためにも、普天間の代替えを緊急措置として、現在ある嘉手納飛行場や下地島飛行場で運用すべきと考えるが、政府の考え如何。

右質問する。